

公告（個別事項）

下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

なお、各入札案件に共通する入札参加資格及び入札参加の方法等は、別に共通事項として示すものとし、この個別事項と共通事項において重複して定められた事項がある場合は、この個別事項に記載する事項を優先します。

令和5年10月11日

高知県知事

記

第1 入札に付する事項

1 工事名（工事番号）	四万十高校屋外トイレ・部室・更衣室改築建築主体工事 (建第5-14号)
2 工事場所	高知県高岡郡四万十町大正590-1
3 工事の概要	<ul style="list-style-type: none"> ① 屋外トイレ・部室・更衣室・生徒会室（同一棟）の改築工事（既存建物は別途工事で解体） <ul style="list-style-type: none"> ・木造 平屋建て 延床面積：186.13m² ② ①建物廻り外構工事 ③ 改築建物に隣接する既設校舎（管理・教室棟 3階建て）屋外階段 既設手摺壁（セメント板）の撤去（鋼製下地含む）、新設鋼製手摺の設置 ④ ③の工事、足場設置に伴う渡り廊下屋根の撤去・新設工事 ⑤ 改築建物により既設校舎に生じる延焼のおそれのある部分開口部への防火設備設置工事 ⑥ 生徒用仮設便所設置工事
4 工事日数（完成期限）	令和6年3月15日
5 予定価格	事後公表
6 審査方式	<p>事後審査方式</p> <p>入札参加資格の審査は、開札（再度入札の開札を含む。）後、入札保留を行い、落札候補者に必要な追加書類の提出を求め、当該落札候補者についてのみ行う。</p>
7 落札方式	価格競争
8 入札手続	高知県電子入札システムによる
9 低入札価格調査 ・最低制限価格	最低制限価格を設定する。事後公表。

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、入札の公告（共通事項）（以下「共通事項」という。）で定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

1 令和5年度高知県建設工事競争入札参加資格	建設工事の種類 等級 総合点数	建築一式工事 A等級 760点以上。
2 特定建設業許可の要件	指定しない。ただし、下請契約の請負代金の額の合計額が4,500万円（建築一式工事にあっては、7,000万円）以上となる場合には、建築一式工事に関し、特定建設業許可（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号）を受けている者であること。	
3 営業所の拠点	高知県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者	
4 施工実績	次の要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。 なお、民間工事も施工実績として認める。 1 平成20年度以降に、元請又は一次下請（建築一式工事で発注された工事に限る。）として完成・引渡しが完了したものであること。 <u>なお、一次下請の実績は、契約書、図面等の施工内容が確認できる既存の書類で確認することとし、施工（発注者）又は元請企業の施工証明書等、工事完成後に作成した書類での確認は行わない。</u> 2 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 (出資比率について、WTO対象工事等の大型工事についてはこの限りではない。) 3 最終請負金額（税込）が4,000万円以上であること。 4 R C造、S R C造、鉄骨造による建築一式工事であること。	
5 配置予定技術者	次の要件を満たす主任技術者又は、監理技術者を当該工事に配置できること。なお、請負代金が4,000万円（建築一式工事にあっては8,000万円）以上となる場合の主任技術者等は専任で配置すること。また、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項に示す質疑の方法に準じて申請書等の提出期限までに問い合わせること。	
資格等	1 主任技術者は、1級建築工事施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあっては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ、建築一式工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 2 この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き雇用されている者であること。なお、専任配置が必要な場合には、申請時において3か月以上雇用されている者であること。 3 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経営業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。	
従事実績	A 企業の施工実績に準じる場合 次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。 1 「4 施工実績」に掲げる要件を満たす工事への従事実績があること。ただし、受注形態と施工場所は問わない。	

	<p>2 従事役職が現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限る。</p> <p>3 従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。ただし、従事状況によっては、工事の着手日及び合格通知日等により判断する場合がある。</p>
--	---

第3 入札日程等に関する事項

1 申請書等の様式取得・提出	提出期間	公告の日から令和5年10月18日（水）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く日の午前8時から午後8時まで）。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は、最終日の午後5時とする。
	提出方法	共通事項で定める。
	掲載場所	入札情報公開システム又は高知県ホームページに掲載する。 入札情報システム https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/ 高知県教育委員会事務局 学校安全対策課 http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/312301/
2 設計図書の閲覧方法		電子データ（PDFファイル）を貸与する。貸与を希望する者は、別添の設計図書貸出申込書に必要事項を記入のうえ、高知県教育委員会事務局学校安全対策課（※第6）又は幡多土木事務所総務課へ持参すること。
3 設計図書等の質疑	提出先	下記メールアドレスあて送付すること。 E-mail: 312301@ken.pref.kochi.lg.jp
	提出期限	令和5年10月18日（水）午後5時
	回答期限	令和5年10月23日（月）
4 入札書の提出	入札期間	令和5年10月24日（火）から令和5年10月27日（金）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く午前8時から午後8時まで）。ただし、最終日の提出期限は午後5時までとする。 なお、入札期間初日においては、質疑回答後入札開始とする。
	入札方法	共通事項で定める。
5 開札予定	日時	令和5年10月30日（月）午前9時から
	場所	高知県教育委員会事務局学校安全対策課（※第5）
6 追加書類（落札候補者のみ）	提出先	高知県教育委員会事務局学校安全対策課（※第5）へ持参又は郵送すること。
	提出期限	落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日目の午後5時（いずれの日も閉庁日を除く。）。

第4 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等 (申請時に電子ファイルで添付する書類)	一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
入札時に電子ファイルで添付する書類	工事費内訳書
追加書類 (落札候補者が提出する書類) ※持参又は郵送	1 同種工事の施工実績（様式2）及びその挙証資料 2 配置予定技術者名簿（様式3）及びその挙証資料 3 配置予定技術者の重複について（様式4）（※該当する場合のみ。） 4 令和5年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 5 特定建設業許可の写し（※該当する場合のみ。）

第5 入札実施機関（問い合わせ先）

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号
高知県教育委員会事務局学校安全対策課 施設担当
電話088-821-4544
FAX 088-821-4546
E-mail 312301@ken.pref.kochi.lg.jp

第6 その他事項

- 1 この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。
- 2 質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。
- 3 この工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設事業者でないこと。
- 4 この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。

5 入札時積算数量書活用方式の適用

- ① 本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。
なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

- ② 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合、協議を求めることがないものとする。
- ③ 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳明細書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- ④ ①の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。
- ⑤ ①の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。